

二 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁・厚生労働省告示第一号）

改正案					現行				
(附則別紙様式第二号)					(附則別紙様式第二号)				
項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額	項目	当期末	経過措置による不算入額	前期末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					コア資本に係る基礎項目 (1)				
(略)					(略)				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		/		/	コア資本に係る調整後少数株主持分の額		/		/
(略)					(略)				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目		/		/

目の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a ~ g (略)
- h 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2) ~ (4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末

の額に含まれる額				
(略)				

- (注) (略)
- (1) (略)
- a ~ g (略)
- h 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。
- (2) ~ (4) (略)

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末

コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後 <u>非支配株</u> 主持分の額		
(略)		
<u>非支配株主持分</u> のうち、経過措 置によりコア資本に係る基礎項 目の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ f (略)

g 「非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれるものの額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に

コア資本に係る基礎項目 (1)		
(略)		
コア資本に係る調整後 <u>少数株主</u> 持分の額		
(略)		
<u>少数株主持分</u> のうち、経過措置 によりコア資本に係る基礎項目 の額に含まれる額		
(略)		

(注) (略)

(1) (略)

a ~ f (略)

g 「少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれるものの額」とは、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項又は第二項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係

係る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)

る基礎項目の額に算入した額をいい、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間においては、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の規定に従い、自己資本比率告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入した額をいう。

(2)～(4) (略)